

○ 宗像市卓球協会個人情報保護運用規程

平成 2 1 年 月 日
規 程 第 号

(目的)

第 1 条 個人情報の保護に関する法律による個人情報の取得や利用に際しての規則が示されたことに伴い、会員登録や参加申込書等で取得される個人情報及び大会等の肖像権の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(収集)

第 2 条 宗像市卓球協会（以下、「本協会」という。）で収集する個人情報は、次のとおりとする。

- (1) 会員登録に関すること。
- (2) 大会申込書。
- (3) その他本協会が必要なもの。

(大会の個人情報の公開)

第 3 条 大会申込書によって収集された個人情報について、次のとおり公開することができる。

- (1) 大会パンフレットや参加者名簿に記載。
- (2) 競技会場内でのアナウンス等による呼出。
- (3) 競技会場内での掲示。

(大会の記録の公開)

第 4 条 大会結果の記録等の取扱いについて次のとおり公開することができる。

- (1) 本協会が認めた報道機関等による、新聞等での公開。
- (2) 優勝、準優勝及び 3 位の結果等の次年度以降の大会パンフレットでの公開。

(肖像権の取扱)

第 5 条 肖像権の取扱いについては、次のとおり公開することができる。

- (1) 宗像市卓球協会のホームページでの公開。
- (2) 本協会が認めた報道機関等が撮影した写真の新聞等での公開。

(ホームページの公開)

第 6 条 本協会が開設するホームページにおいて、次の個人情報を公開することができる。

- (1) 本協会の役員名簿に役員名、所属クラブの掲載。
- (2) 本協会の会員登録クラブは、代表者をクラブ紹介に記載。
- (3) 宗像市卓球協会が主催及び主管した大会については、大会結果の優勝者、準優勝者及び三位入賞者を掲載。

附則

この規程は、平成 2 1 年 7 月 2 6 日制定、平成 2 1 年 8 月 1 日から施行する。